

外国人技能実習制度 ～ビルクリーニング職種による良質な人材育成の試み～

平成28年9月6日(火) 15:00～17:00

日比谷コンベンションホール

主催：一般財団法人医療関連サービス振興会



講師

堀口 弘

(ほりぐち ひろし)

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
常務理事

講師略歴

- | | |
|-------|--|
| 昭和54年 | 早稲田大学第二文学部 卒業 |
| 昭和55年 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 入職
広報部にて「ビルメンテナンス」誌の編集業務に従事 |
| 昭和63年 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 事業部次長
建築物衛生法、病院清掃・サービスマーク事業立上げ、
電気事業法改正等に従事 |
| 平成 9年 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 総務部長 |
| 平成18年 | 出向 財団法人建築物管理訓練センター 常務理事・事務局長 |
| 平成22年 | 社団法人全国ビルメンテナンス協会 事務局長 |
| 平成23年 | 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 常務理事・事務局長
現在に至る |

はじめに

ご紹介を賜りました全国ビルメンテナンス協会の堀口と申します。私も協会の事務局員として40年弱程、事務方としてビルメンテナンス協会の中で仕事をしてまいりました。その間に、当振興会と大変密接なつながりがあった時期がございます。丁度、院内清掃業務のサービスマーク制度が立ち上がったときで、平成6年(平成6年9月29日：第1回認定審査)だったと記憶しております。そのときに直接の担当者として、その2年程前から、サービスマークのチェックリストの原型を当振興会の事務局の方と一生懸命検討した覚えがございます。もう一つ、私どもの協会の事業として、院内清掃業務の受託責任者講習会を長い間続けてきております。毎年、講習会を行っておりまして、もう20年近く続けております。毎年1,000名を超える方たちにその講習を受けていただいております。同講習会の立ち上げと同時に第1回サービスマークの認定が重なり、大あわてでテキスト作りなどを対応した思い出がございます。

初代のテキスト作成委員会の委員長を当振興会の野崎理事長にお勤めいただきました。今お伝えしたようなことから、20何年間に渡って、私自身も大変お世話になってきております。

本日の講演テーマは院内清掃業務と直接は関係しませんが、このような場所で講演をさせていただくことを誠に光栄に存じます。毎月の月例セミナーの講演録を拝見しますと、大変ご高名な先生方が様々な角度からお話をされておりますが、私は現場でキャリアを積んできた人間です。その為、ご高名な先生方と同じようなレベルの話にはならないと思われれます。私どもの協会が、本日の講演テーマについていろいろな模索をしてきた現場の状況と、国の制度に対して一つの業態として現実にどのように取り組んできたのかというような話を、現場からの報告のような形になりますが、お時間を頂戴してお話をさせていただければと考えております。

私どもも、本日お話しする取り組みを業界内外の方々に、ご理解いただくことが必要と考えております。まず、私どもの協会の会員企業を中心とするビルメンテナンス企業の方にもわかっていただきたいです。また、私どもの業界の先にいらっしゃるユーザー、例えば、当振興会でいうならば医療機関の方々が、お得意先にはたくさんいらっしゃいます。そういった方々にも私どもの協会が取り組んできた内容について、十分にご理解いただきたいと願っております。本日の講演にあたって振興会の事務局の方から、外国人技能実習制度についてのお話をしてくださいという趣旨で依頼されました。実は、私どもの業界では今非常に人手不足です。この雇用難は、日本のあらゆる業態でも同じだと思われれます。その雇用難に関して、この実習制度がどう結びついていくのかというようなことを話していただいただけませんかというご依頼でした。講演をお受けするときにしばらく考えさせていただきました。外国人技能実習制度の話をこれからしていきますが、これは必ずしも雇用ということに直接的に結びつくものではないと考えております。ご承知のように発展途上国、開発途上国の経済の振興や発展に関して、それを担う人材をいかに育成するのかということが実習制度の根幹になっております。あくまでも技術移転というようなことを中心にしております為、私が今日お伝えする内容が直接的に雇用に結びつくということではない部分がございます。その為、歯に物が詰まったような言い方ではございますが、講演のタイトルを「ビルクリーニング職種による良質な人材育成の試み」というふうにさせていただきました。本日お話しする内容は、決して完成形でもありませんし、これから日々進めていかなければならないことではありますが、人材育成というところに視点を置いてお話をさせていただければと考えております。

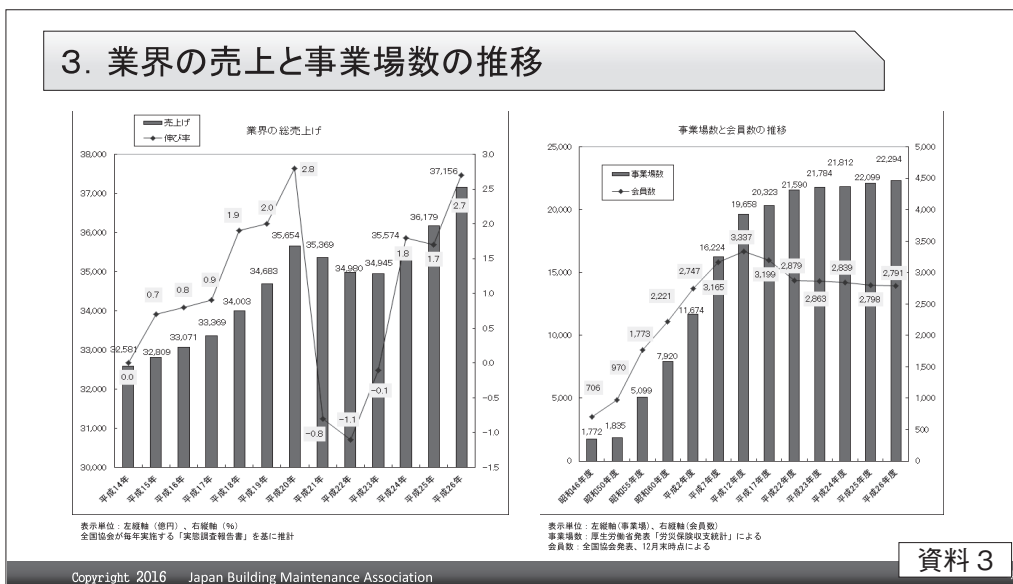
それでは、お手元の資料に従って、講演に入らせていただきます。

私どもの業界の従事者研修、事業者に対する指導をするという教育的基盤のベースが存在しております。今、事業内容の(2)と(5)について特にお伝えしたのは、外国人実習制度を作り上げるときにこれが密接につながってくるからです。

協会そのものとしては、資料2の沿革に書いております通り昭和41年に設立しております。設立当時は、13協会225会員からスタート致しまして、現状が47協会2,781会員でございます。社団法人になったのが昭和41年で、協会事業は今年で丁度50周年という節目を迎えました。昭和57年から当時の労働省から委託を受けて、先ほどお伝えした技能検定を私どもの団体が進めてきております。その間、技能検定そのものは基本的に国が行うのですが、平成13年に法律改正がございまして、私どもが指定機関として厚生労働省から指定認定を受けております。多くの試験につきましては中央職業能力開発協会が試験を行います。私どものビルクリーニング、ビル設備管理を含めて、10数種の職種について指定機関の認定を受けてそれぞれの団体のほうで実施しているという経過がございます。(資料2)

業界の売上と事業場数の推移

もう一つ、事業場数と会員数の推移のグラフが資料3の右側のグラフです。このグラフの中ほどにあります平成12年度に3,337という数字が出ております。私どもの会員数が一番頂点に達したのはこのときです。右肩上がりでずっと会員数が上がってきまして平成12年度に頂点で、



資料3

それから下がって、今、少しなだらかになっておりますが、会員数は減ってきています。

また、ビルメンテナンス業は労災保険の適用事業場になっておりまして、国が発表した事業場数が棒グラフです。一番左の昭和46年度は、私どもの会員が706、事業場数は1,772からスタートしております。今、平成26年度の段階では、事業場数は22,294で、そのうちの2,791が私どもの会員であるということです。私どもの協会しか日本にはありませんが、組織率は10%を超えるといったところがございます。ただ、大きな企業はほとんど加盟をされておまして、多くの事業場がご家族でやられている小規模の事業場がカウントされていると考えております。統計数字は資料3の右側の記載通りでございます。

資料3の左側のグラフは業界の総売上上げです。こちら、頂点が平成20年ごろに一回ありまして、ガクッと落ちまして、また今少し復活しているように思われます。売上げの単位が「億」でございまして、平成26年は3兆7,156億円という推計数字を出しております。この数字の基礎になりますのは私どもの会員の実態調査から推計しております。業界としては、今ご説明したような状態であるということです。(資料3)

建築物衛生法と事業登録

先ほどお伝えした通り、建築物衛生法という根幹になる法律がございます。この法律の趣旨としては、例えば、本日の会場のように不特定多数の方々を利用する建築物の室内環境を一定のレベルに保つことです。特に、資料4に記載がありますように、空気調和、給排水、清掃、

ねずみ等の防除についての建築物環境衛生管理基準を定めております。その基準に従って維持管理することをビルメンテナンス事業者ではなく、建築物の所有者(ビルオーナー)に義務付けた法律です。あくまでも、ビルオーナーに対する法律でありまして、ビルオーナーが自らの責任で、維持管理をする方を雇い入れてやれば、勿論それで良いのです。しかし、中々そういうわけにはいきません。その為、私どもの業界がオーナーからお仕事を受けていく中で、この法律の中に、誰が担い手になるのかという制度がございます。これは、昭和55年、法律が出てきた10年後にできあがった制度です。法律の施行は平成56年からです。

資料4に記載があります通り、事業者としての資質向上を目的として一定の基準、これは人的な基準と作業をしたりするときの資機材を備える物的な基準、もう一つ質的な基準というものもありますが、人的基準と物的基準を満たした事業者は、各都道府県知事の登録を受けることができるという制度です。受けなければならないという制度ではなく、受けることができるという制度です。

登録事業者としては、資料4に記載があります通り、1号から8号まで種類がありまして、それぞれこういう仕事をしますという職種があります。特に1号、これが建築物の清掃をするというような事業者の登録制度になっております。2号が空気環境の測定です。3号が空気調和用ダクトの清掃、4号は飲料水の水質検査、5号は貯水槽の清掃です。また、6号は排水管の清掃です。7号は、ねずみ昆虫等の防除です。8号というのが、今ご説明した1号と2号、4号を一緒にするという事で、環境衛生総合管理業という名称で呼んでいます。

何がこれからご説明することに絡んでくるのかと言いますと、1号登録と8号登録です。ビルメンテナンスをしておりますあらゆる事業者のなかでも、外国人実習生の受け入れができるのは、少なくともこの1号か8号の事業登録を持っている事業者にやってほしいという制度設計になっております。8号登録を受けている事業者が今1,400社位の事業体があると思われまます。医療関連サービスマークの認定を受けている院内清掃の方も1,400名位の事業者(平成28年6月1日付：1,489事業者)だったように思われます。(資料4)

4. 建築物衛生法と事業登録

<「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の制定>

高度経済成長に伴い全国的に建築物が増加する中で、不特定多数の人々が利用する建築物の室内環境を向上させるべく、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法、昭和45年4月)が制定された。

空気調和、給排水、清掃、ねずみ等防除について、建築物環境衛生管理基準を定め、建築物所有者等(ビルオーナー)に、この基準に従って、建築物を維持管理することを義務付けた。

<登録制度>

建築物内の環境衛生上の管理を業とする者(ビルメンテナンス企業等)に対して、事業者としての資質向上を目的として、一定基準(人的・物的要件)を満たした事業者は、都道府県知事の登録を受けることができる制度

1号	建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)
2号	建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境(温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流)の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水貯水槽(受水槽、高置水槽等)の清掃を行う事業
6号	建築物排水管路清掃業	建築物の排水管路の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	清掃、空調・換気設備運転、日常点検及び補修、空気環境測定、給排水設備運転、遊離残留塩素検査、給水栓における水色、濁り、臭い及び味の検査、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要なものを併せ行う事業

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

資料4

ビルクリーニング(建物清掃管理業務)の対象

我々の業界では当たり前ののですが、一般の方が思われる素朴な疑問として、清掃業務の技術が本当にあるのかということ、特に、こういう技能実習制度を作り上げたときに、本当に技能実習生の清掃の技術の評価ができるものなのかどうかということを証明しなければなりません。それについて今からご説明致します。

まず、私どもが一般的にビルクリーニングの清掃の対象とする場所や汚れなどについて頭の中を整理する際に、常に資料5に記載の内容をベースに置いております。まず、汚れの質(量)の違いによって、資料5に記載のように内容が変わります。また、同じ建物は恐らくないと思われれます。同じような形に設計をされていても、使われ方によっても違う為、当然、場所・材質等による違いも出てきます。そして、作業頻度や建物用途、例えば、日比谷図書文化館のこのホールと皆さんが日常勤務されるような事務所ビルでも全く違います。そういったところも併せ持って、状況に応じて適切な物の選択をし、効率的な成果を上げる技能が必要とされるというふうなことを念頭に置いてまいりました。(資料5)

5. ビルクリーニング(建物清掃管理業務)の対象

汚れの質(量)の違いによって	場所・材質等の違いによって	作業頻度・建物用途の違いによって
<ol style="list-style-type: none"> 1. 汚れ(付着異物)の区分 <ol style="list-style-type: none"> 1)土砂 2)ほこり 3)汚れ 4)しみ 5)ごみ 2. 汚れの性質 <ol style="list-style-type: none"> 1)水溶性 2)油性 3)その他(錆、溶解、変色、退色) 3. 状態・形状 <ol style="list-style-type: none"> 1)固着物 2)付着物 3)浮遊物 4)その他 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部位別 <ol style="list-style-type: none"> 1)床面(弾性、硬性、繊維系、木質系) 2)壁面(壁、窓、窓枠) 3)立体面(扉、柱、) 4)天井面(照明器具、換気扇) 5)什器・備品(机、椅子、ロッカー) 2. 場所別 <ol style="list-style-type: none"> 1)玄関ホール 2)事務室 3)会議室、通路・エレベータホール 4)トイレ・洗面所 5)昇降装置 6)階段 7)駐車場 8)屋上・ベランダ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業回数・頻度別 <ol style="list-style-type: none"> 1)日常清掃 2)定期清掃 3)中間清掃 4)臨時清掃 2. 建物用途 <ol style="list-style-type: none"> 1)事務所ビル 2)病院 3)学校 4)商業施設 5)泊施設

状況に応じて、適切な資機材・方法を選択し、効率的・効果的な成果を上げる技能が必要とされる

資料 5

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

ビルクリーニングの目的と技能検定の開始

もう一つ、先ほどご説明した建築物衛生法の中でビルクリーニングの目的が定められています。

一つ目として、清掃の技術基準を作りなさいという定めがあります。技術基準の中に、ビルクリーニングの目的として、誰にでもわかるのが美観性です。要するに、汚れていないということです。当然、そのバックには衛生性の話があります。

6. ビルクリーニングの目的と技能検定の開始

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(建築物衛生法、昭和45年4月)に基づき、建築物の維持管理向上を目指し、従事者の技能を向上させ、かつ全国的な平準化をはかるため、昭和50年に認定職業訓練の一つに「建築物衛生管理科」が加えられ、ビルクリーニングの職業訓練が開始された。

<ビルクリーニングの目的>

1. 衛生性 → 感染症の拡大防止、アレルギー疾患の要因低減、衛生害虫等の増殖を防止する
2. 美観性 → 建築物、仕上材、什器・備品について、美しさ(光沢度、手触りほか)を維持する
3. 安全性 → 建築物の利用者の安全(汚れに伴う転倒事故ほか)を守る
4. 保天性 → 建築物、仕上材、什器・備品について、長期的に使用できる状態を維持する

技能評価制度に基づき、昭和52年にビルクリーニングの技能審査、次に昭和57年には技能検定が開始された

資料 6

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

特に、今日お集まりの皆さん方が従事する病院ということをお考えますと、この衛生性の問題というのは非常に大きいです。作業を伴います為、人がいらっしゃるときに、作業員自らだけではなく、例えば、病院を例にとれば、外来の方、入院されている方、従事されている医師や看護師もいる中で、安全な作業はどうするのかという安全性もあります。もう一つは、オーナーからお預かりした大事な建物である為、そこにある仕上材、要するに建築物に備わっている物を絶対に痛めてはなりません。勿論、経年的な劣化はあるにしても、それをいかに緩やかにし、クリーニングをお受けしたときの状態のままに持っていけるかという保天性の問題もあります。この四つの要素を基本に置いてビルクリーニングの仕事をするということをベースにしております。

建築物衛生法ができたのは昭和45年ですが、この目的を達成するというのをベースにしながら

ら、そこに従事する方の技能を向上させること、かつ、全国的な平準化をはかる為、そこで働く方の職業訓練をするということで、昭和50年に認定職業訓練に建築物の衛生管理科が加えられ、ビルクリーニングの職業訓練が開始されました。それが発展形になり、昭和57年に国家検定として認められたという経過がございます。(資料6)

ビルクリーニング技能検定(単一等級)の略歴

技能検定の経過をさらに詳細に表しますと、今私がお説明したことをする為に、私ども全国協会が、その訓練を行う為の財団を創りました。その財団が建築物管理訓練センターというところで、そこが労働省の認定職業訓練「建築物衛生管理科」を開講したのが、昭和50年です。それから2年を経て、国家検定ではなく、訓練センターが自ら作った学

7. ビルクリーニング技能検定(単一等級)の略歴

昭和50年	9月	建築物管理訓練センターで労働省認定職業訓練「建築物衛生管理科」が開講
昭和52年	3月	建築物管理訓練センターで技能審査の実施「ビルクリーニング技士」
昭和57年	5月	技能検定職種として「ビルクリーニング技能士」が認定
昭和57年	7月	全国ビルメンテナンス協会が技能検定試験業務を労働省から受託
昭和58年	3月	第1回ビルクリーニング技能検定合格発表(2,031名の技能士)
平成元年	11月	第1回全国ビルクリーニング技能競技会(千葉・幕張)
平成13年	10月	全国協会が試験指定機関として指定
平成16年	2月	実務経験年数の緩和・短縮(単一等級5年→3年)
平成16年	10月	実技作業試験運用の見直し(1日あたりの定員を設定)
平成18年	10月	実技作業試験資機材の見直し(全国統一資機材を配布)
平成24年	3月	ビルクリーニング技能検定認定後 30年
平成27年	5月	厚生労働省に対して複数等級化を申請

平成26年度で、技能検定は
延べ、申請者 89,549人、合格者 53,260人に達した

資料7

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

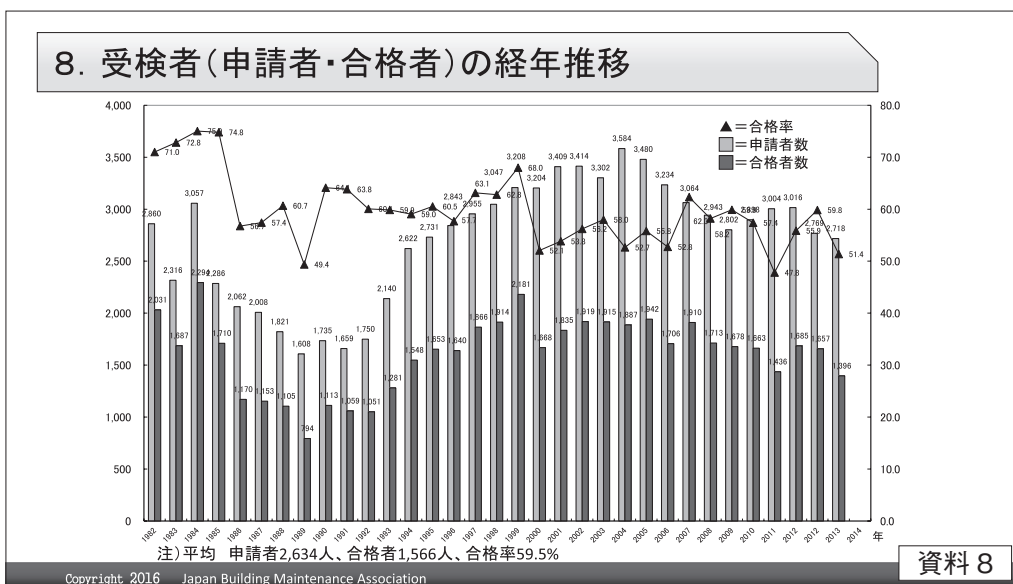
習する制度として技能審査を始め、その先の国家検定を目指す為の準備に、ビルクリーニング技士というものを私どもの業界の中で作りました。そして、それから5年経った昭和57年に、技能検定職種としてビルクリーニング技能士が認定され、全国協会がその試験指定機関として労働省から受託を受けました。このときには、事業をする為の補助金をいただいております。そして、その翌年の昭和58年3月に、ビルクリーニング技能士2,031名が誕生しました。

このビルクリーニング技能検定制度の誕生が、実習制度のベースとなっております。ただ、一つだけ、今度の実習制度を作り上げるときに問題となることがありました。通常の技能士制度というのは、1級、2級というように複数等級を作ります。その中で、このビルクリーニング技能士も1級、2級ということでスタートしたかったのですが、ビルクリーニングの試験の内容を検討する中で、複数にするというのは中々難しいということになりました。それよりも、単一等級でも良い為、とにかく国家検定を持った私どもの業界の資格者を作り出したいということで進められました。

一旦、単一等級になった技能士という制度を日本の中で複数等級に拡大するという事は、今まで例がありません。そして、資料7の最後に記載の平成27年5月に厚生労働省に対して複数等級化の書類を申請するに至るまでの間、実際に話が出てから十数年間、業界の悲願として、複数等級にしてステップアップできるような資格者を作っていただきたいというお話をしながらも中々進められなかったという経過がございます。ただ、ビルクリーニング技能士のベースがあったが故に、今の制度ができあがったということもでございます。今、合格者が53,000人を超えております。(資料7)

受検者(申請者・合格者)の経年推移

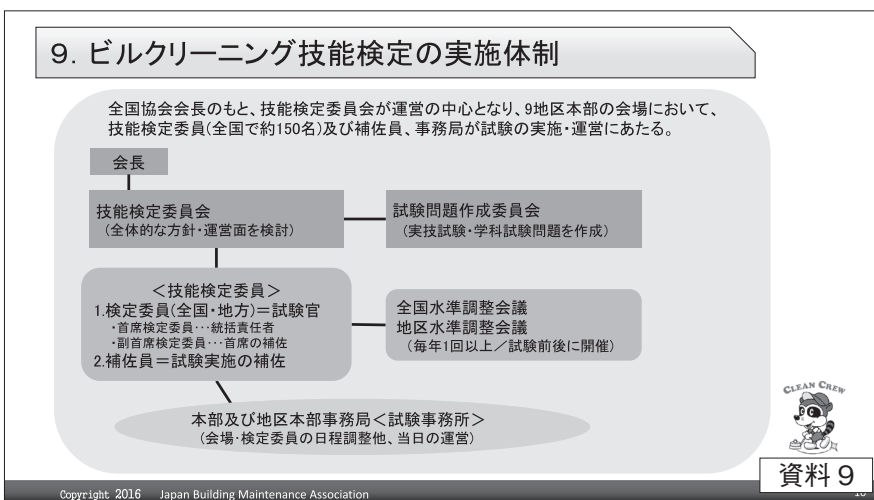
資料8は経年別に見た受検者のグラフです。基本的には、合格者の経年推移は資料に記載のような形になっております。やはりスタートしたときの合格率は高いです。それなりに目指す方がいて、それが少しずつ下がっていますが、大体合格率は50%を少し超える位の



ところで推移しております。これだけの人数を輩出してきた歴史、経過、実施体制、それがどうしても必要であるということではあります。(資料8)

ビルクリーニング技能検定の実施体制

次は、ビルクリーニング技能検定の実施体制についてです。資料9に記載のように、担当の委員会が大きな方針を決め、勿論、厚生労働省との折衝もここがします。そして、国家検定ですから当然試験問題を作ります。また、技能検定の試験がございます為、技能検定委員会というのを置いています。今、全国で約150名の方が技能検定委員として携わっていただいております。ほとんどが企業に所属されている方、企業を卒業された方に担っていただいております、それが故にコンプライアンスが非常に大事であります。その為、技能検定に関する水準調整等に関しては厳密にさせていただきます。



今ご説明したような形で体制を整えてきておりますが、後ほどご説明します単一等級から複数等級に移るということは、試験の種類が増え、その受検者も増えるということで、この体制そのものを今後どうしていくのかということ、直近の課題でございます。(資料9)

単一等級から複数等級へ

先ほどご説明した複数等級に向かって理屈を作らなければならないということ、資料10にありますように、1番から6番まで考えております。7番目に関しては少し外国人が絡んできております。

これはあくまでも理屈である為、それが現実的にどうかということとは

ありますが、まず、1番目としては、汚れが変化してきているということです。それは、私どもが生活をしている中でいろいろなことが多様化している為、汚れが非常に変わってきており、それに技術的な対応をしなければならないということです。

2番目は、清掃対象の建築物そのものが変化しているということです。勿論、床材等も変化していますが、例えば、トイレも今は温水洗浄便座が設置されており、これはもう家電なのです。単に陶器の部分の部分をきれいにするというだけではなく、ノズルの部分等も製品としての性能を損なわない形できちんと掃除をしなければならないということがあります。

3番目は、ビルクリーニング技法(清掃方法)の変化です。非常に複雑でいろいろなことがある為一概には言えませんが、施設毎に24時間365日稼働するというようなことがある為、そのような施設に対する対応を図らなければならないということです。

4番目は、資機材の変化です。建築物に合わせて、当然いろいろな資機材が変化してまいります為、それに対する対応をどうするのかといったところが非常に重視されるということです。

5番目は、労働環境の変化です。私どものビルクリーニングだけを見ますと、従事されている方の多くが高齢者の方、女性のパートの方でその方たちが中心となってビルクリーニングをされております。但し、私どもの業態は多くのいろいろな方が従事されるということも含めて、障がい者の方も私どもの業態に従事する大事な方たちである為、その方たちの労働環境をいかに整えていけるかということも大きな課題です。障がい者の方については、後ほどまたご説明致します。

6番目として、社会や環境の変化ということもございます。いろいろな法律が変わってまいります。特に、グリーン購入法やCO₂の削減が国の大きなテーマになっています。そういったものに関しても、法律が清掃に絡んできています。また、資料10に記載の品確法というのは、昨年、国土交通省がお出しになった公共建築物の工事に関する法律です。安ければ良いということではなく、工事を発注するときには一定の品質を保って発注するという事で作られた法律です。ビルメンテナンスとは直接的には関係はないのですが、この法律は全省庁に関係する法律でございまして、それぞれの省庁は、この品確法に関係するものに関しては独自にガイドラインを作って良いという仕組みを組み込まれております。品確法の本体にある趣旨は、発注をするときには価格だけでなく技術力を見なさいということ、また、技術力を高める為にはどのような評価をするのか、現状の金額を中心にしたものではなく、例えば、総合評価方式の中でその企業が質的向上に対してどれだけ努力をしてきているのかというようなことを見てくださいますという法律です。

10. 単一等級から複数等級へ

1. 汚れの変化

食べ物、飲料水、文具他、床材や壁面等に対する汚れが多様多様化している。

2. 清掃対象(建築物)の変化

セラミックタイルやタイルカーペット、石材等、床材を含め建築物の仕上材が多様多様化している。トイレも温水洗浄便座等、家電化している。

3. ビルクリーニング技法(清掃方法)の変化

病院や商業施設、宿泊施設、興業場等、建物利用が24時間365日間の稼働する中で、単にきれい(美観性)にするだけでなく、衛生性や保全性、安全性、快適性、感染防止対策等も含めた管理手法が要求されている。

4. 資機材(道具)の変化

多様多様化する建築物の仕上材に対応し、洗剤やワックス、自動床洗浄機等の清掃資機材も多様多様化している。

5. 労働環境の変化

高齢者や障がい者等の就労にも対応できる労働環境が要求されている。

6. 社会や環境の変化(環境保全意識の向上、法律の充実)

能開法や建築物衛生法、労基法だけでなく廃掃法やグリーン購入法、品確法等、様々な法律に対応する必要がある。

7. 他国からのビルクリーニング技能に対する要望

アジア各国から、建築物関係法の導入や、ビルクリーニング技能移転について要望が高まってきている。

単一等級として発足した30年前と比較し、ビルクリーニングを取り巻く環境が変化する中で、複数等級の技能が必要かつ要求されてきている。

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

資料 10

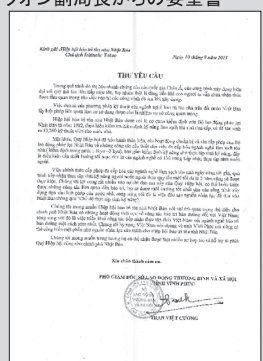
7番目として、他国からのビルクリーニング技能に対する要望というものがございます。私どもの協会が世界連盟を持っておりまして、世界の20数か国と定期的集まりを持っております。勿論、アメリカ、イギリスといった先進国もありますが、その中でアジアの国々でアジア連盟というものを持っております。基本的には、日本を含めて韓国、台湾、中国を中心にしてきておりますが、ベトナム、モンゴル、インドネシア、シンガポールといったところにも入っていただいております。そういった国々のいくつかが、実習制度の開発途上国に当たっております。協会の中に連盟を作り、お互いに協会同士で業を高めていこうという試みが、今同時にスタートしております。そこにも、この実習制度が乗っかってきたところがございます。(資料10)

諸外国からの要望

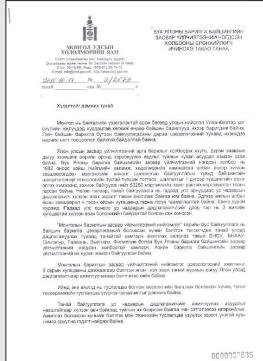
今ご説明したような形で、厚生労働省の方とお話をしてみました。外国人の実習制度を全国協会が取り組むのであるならば、少なくとも3か国位から要望をもらってほしいというようなお話がございました。そこで、すかさず要望を送ってきてくれたのが、連盟に加盟

11. 諸外国からの要望

**ベトナム・ヴィンフック省
労働傷病兵社会問題局
クオン副局長からの要望書**



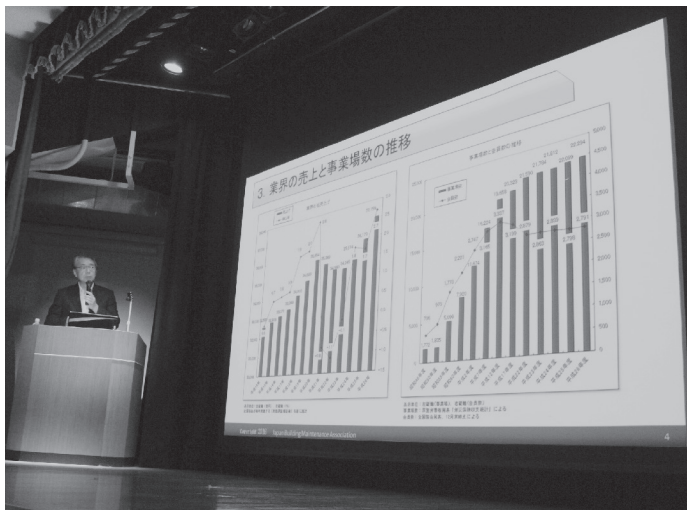
**モンゴル労働省
Jハトホヤグ副大臣からの要望書**



Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

資料 11

している国です。その国の協会が動いて、資料11に記載の諸外国から、ぜひ日本に外国人の実習制度を導入してほしいという要望書をいただきました。(資料11)



ビルクリーニング職種認定の経緯

ここからは、検定の話も含めて具体的にどうやって進んできたのかについてご説明致します。

実際のスタートは2014年(平成26年)1月です。少し協会の話とは別になりますが、私どもは業界団体である為、政治家の方との懇談の場も持っております。その懇談会の朝食会の場で複数等級化を目指しているという話をした際に、

複数等級化の話が外国人実習制度と結びつくとはその時点では思っていませんでしたが、一応外国人実習制度のお話をしました。この懇談会のメンバーは10名位の議員でして、私どものお話を聞いていただきました。そこから1週間位後に、厚生労働省に呼ばれ、担当の課長から「本気でやりますか。」というお話をいただきました。「やります。」と即答致しまして、実は、ここからスタート致しました。そして、2014年3月には、協会の中に専門委員会を設置して検討を開始しました。この時点では、実は実習生の話だけではなく、先ほどご説明した検定の複数等級化の話もしました。検定の単一等級から複数等級化の話について、厚生労働省の担当課長からの「今までやったことがない為できるかどうか分からないが、やりますか。」というお話でありました。(資料12)

今ご説明したように、ワーキンググループを作り、ビルクとビル設の両方についてまず検討してみようということで、検討を開始しました。そのときには、1級、2級、3級、随時3級、基礎1級、基礎2級という6等級を構成しました。1級、2級、3級が国内向けです。国内の今までの単一等級は1級にして、その下に2級、3級を作って階級を作るという形

にしました。また、外国人に対応しているのが随時3級、基礎1級、基礎2級ということで、これは、国内の制度の変更と外国人のものとは別物であるという認識でスタート致しました。

また、ビル設備は、設備の基準が国間で大変異なるということで、最終的に試験や実習の内容を設定するときに設定が非常に難しいという判断で、一応見送ることに致しました。

ビルクリーニングに関してはいろいろな検討を委員会の中でして、第1回のトライアルを行いました。「こういう内容でどうでしょうか。」ということで、当時の担当課長に立ち会っていただいて試験を行い、「これならばいけますね。」ということで、2014年3月から2015年2月のほぼ1年をかけて検討をしてまいりました。最終的には、2015年5月に厚生労働大臣宛に申請を出しました。私どもとしては、これでもう終了と思っておりました。

12. ビルクリーニング職種認定の経緯

1. 協会としての決定

2014(H26)年1月 ビルメン議員懇談会朝食会…外国人技能実習生対応の要望
2014(H26)年2月 厚生労働省からの回答
2014(H26)年3月 専門委員会を設置し検討開始

2. 検討実施体制

1) 技能検定委員会の下に専門委員会「複数等級WG」を設置し検討
2) 事務局は、事業部が担当(技能検定担当部署)

3. 専門家会議(厚生労働省)

第1回 等級別技能に関する審議 → 3級の技能レベルで指摘を受ける

第2回 等級別技能の再検討と試験課題に関する審議
→ 3級を含め、基礎2級から1級までの技能と試験課題で了解を得る。

第3回 採点項目・基準及び審査基準に関する審議
→ 採点項目と基準で了解を得る。客室整備作業の周辺作業は却下される。

資料 12

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

13. ビルクリーニング職種認定の経緯2

<準備段階(能力評価課)>

2014年3月～2015年2月 → 複数等級化ワーキンググループ及び技能検定委員会
1. ビルク・ビル設の複数等級化の検討開始(基礎2級、基礎1級、随時3級、3級、2級、1級)
2. ビル設は見送り(設備の基準が国間で異なるため、仕様・基準の設定が難しい)
3. 第1回トライアル 全等級試行試験(伊藤能力評価長が立ち会い)
4. 複数等級化申請 2015年5月19日 塩崎厚生労働大臣宛に申請(4月理事会承認)

<検討段階(JITCO、海外研修室)>

2014年4月～2015年11月 → 複数等級化ワーキンググループ及び技能検定委員会
4. 第1回専門家会議 2015年11月17日 → 3級を中心に技能レベル見直し

<最終段階(海外研修室)>

2015年12月～2016年4月 → 技能検定委員会及び外国人技能実習生対策委員会
5. 第2回トライアル 2016年12月9日 海外研修室 石川専門官が立ち会い
6. 第2回専門家会議 2016年2月8日 → 等級別技能及び試験課題の承認
7. 第3回トライアル 2016年2月15日 海外研修室 池田室長補佐が立ち会い
8. 第3回専門家会議 2016年2月29日 → 最終承認(ただし客室整備作業を除く)

資料 13

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

ところが、技能検定のほうに関してはこれで良かったのですが、国の制度のそのものが変わりました。JITCOが入国管理局に代わってあらゆる実習生の入国に関するチェックをする機関です。今までは、検定が了解ということになると、各企業が実習や試験をできる為の内容の検討会をJITCOのほうで作っていただくという流れでした。ご存じのように、今、実習制度そのものの法律改正が行われております。今は実習期間が最長3年で、建設に関しては特例で5年まで伸びておりますが、これを特定の職種は5年まで伸ばすという制度変更が国会に上程されています。まだ継続の審議になっております。この制度そのものについては、実習生が入ってきて3年間いないうちに、残念ながらどこかに行ってしまった、というような話のほうがよく新聞に出てまいります。そういう状況を鑑みて、JITCOを中心としている今の体制からもう一つ別の組織を作って、これからご説明する管理組合という実習生のいろいろな面倒をみていただける組織体をきちんと見ながら、実習生が3年間いられるような体制づくりをするという目的で、国のほうもいろいろな変更をされております。

厚生労働省内に職種認定のための専門家会議が設置されました。学識経験者やいろいろな組織団体、労働者のほうの団体の方等、いろいろな方が入って専門家会議が組織されており、最終的にこの了解を得なければ承認されないというシステムに、私どもの職種認定から変わりました。

私どもと一緒に職種認定をされたところがもう一つございまして、自動車整備も職種認定を受けましたが、相当厳しくやられました。普通は、専門家会議というのは1回やって、あともう1回やって調整して終わるのですが、私どもは3回やることになりました。専門家会議を最初に開いていただいたのが2015年11月です。そこで、3級のところがどういうレベルであるかといったところを徹底的にチェックされました。当時、随時3級と3級は一緒でよろしいということに国の仕組みが変わっておりました。その為、私どもの最終形は、1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級の5等級になりました。この3級について徹底的に議論をされました。専門家会議のたびにトライアルをして、試験内容についてのチェックを受けました。資料13にありますように、専門家会議を開いてトライアル、そして、もう1回専門家会議を開いてトライアルということで、2016年の2月にかけて大変な日々と言いましょうか、毎日毎日宿題が出て「ここを直せ。」というようなことの繰り返しがありました。(資料13)

職種認定にあたっての課題

検討課題としては、資料14にありますように、等級別技能の設置ということがございます。等級(レベル)に応じた技能(作業)が本当にあるか否かということです。

また、3級のレベルをどこに位置付けるのかということです。これは、国内ではスタートになる級です。外国人の方にとってみれば、帰国する直前に受ける級ということで、

国に戻られてどういう形で仕事をするのかということになります。以前のように随時3級と国内の3級に別れていれば、双方が全く違う状態でも良かったのですが、国の制度として一緒にするというのである為、これを一緒にするというのはかなり至難の業です。国内のレベルを落とせば外国

14. 職種認定にあたっての課題

<p>1. 主な検討課題</p> <p>1) 等級別技能の設置</p> <p>2) 3級の位置付け</p> <p>3) 試験科目の範囲と細目</p> <p>4) 審査基準</p>	<p>…等級(レベル)に応じた技能(作業)があるか否か</p> <p>…3級のレベルをどこに位置付けるか</p> <p>…対象・部位・使用資機材等の等級と課題内容との調整 客観的評価の採点項目と基準</p> <p>…作業の定義(1・8号登録)、客室整備作業の周辺作業妥当性</p>
<p>2. 関係機関との調整</p> <p>1) 能力評価課</p> <p>2) JITCO</p> <p>3) 送り出し国</p>	<p>…2015年7-8月のパブリックコメント以降、外研室が中心</p> <p>…2015年11月の第1回専門化会議以降、外研室が中心</p> <p>…要望書提出の協力依頼(ベトナム国、モンゴル国)</p>
<p>3. 今後の協会での実施体制</p> <p>1) 外国人技能実習生対策委員会を設置</p> <p>① 送り出し国には、事業スキームに基づく連携</p> <p>② 受け入れ企業には、技能実習生の雇用促進(制度の周知及び監理団体等との連絡)</p> <p>③ 技能実習生には、送り出し国及び入国後1カ月研修におけるビルクリーニング訓練支援</p>	<p>資料 14</p>

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

人の方に合うかも知れないという見方もあります。しかし、そうすると逆に、その状態で外国人の方が帰国しても良いのかということもあり、国内と外国の3級のレベルを一致させるということで、相当な話し合いがございました。

また、それぞれの試験科目についての検討です。試験科目というのは最後の結果なのですが、実習生の立場に立ってみると、1年間の中で実作業の中からどういふことを学ぶのかといったところを、私どものほうで作り上げなければなりません。そして、私どもが作り上げたモデルをベースにしながら、各企業がオリジナリティを組み込んでいくというのが実習生の制度です。その内容をどうするのかについて検討してきたところが、一番大変でした。

また、できる事業者は誰なのか、どういう要件を持っていたらいいのか、誰でも良いのかということに関しては、いろいろなご意見をいただきながら、1号と8号の登録事業者であればきちんとやっていただけるといふことでこう致しました。

また、住宅はどうなのかという話がありました。実は、技能検定の中にハウスクリーニングという検定もございませう。しかし、住宅については対象としないという結論に至りました。また、後で出てまいりますホテルの中の清掃やベッドメイク作業もあります。これは、私どもの業界の中ではお部屋の清掃をするときに、客室整備としてアメニティの交換をしながらベッドメイクをするといふのは大きな仕事です。特に若い実習生にはぜひともこれをお願いしたいといふ事業者の要望はありましたが、先ほどの専門家会議で反対にあつてこれが実習制度の中から抜けております。現行の実習制度の中で、ホテルのベッドメイク作業に関しては実習生の方にやらせてはいけないという形になっています。専門家のご意見である為それはそれでお受けせざるを得なかったわけですが、これからまた見直し等をするときにはぜひとも継続の一連の事業の中で、作業としてあるといふことで認めていただきたいといふ要望を今でも継続して出させていただいております。

(資料14)

ビルクリーニングの作業区分

次に、ビルクリーニングの作業区分についてです。資料15は、専門家会議でもお出しした資料です。私どものビルクリーニングの作業としては、日常清掃作業、定期清掃作業、その間にある中間清掃作業、特殊な臨時清掃作業の4分類があります。各分類の内容や作業概要、いくつかの等級の中でこれ以上であればこの部分はクリアできるというようないふことについて整理を致しました。この内容の1点1点について、そうなのかそうでないのかといふことを説明するといふ地道な作業を行いました。今まで職種認定を受けた業種のほとんどが製造業で、工場等で作業をされているところでした。例えば、旋盤等であればどの位細かいのか、例えばミクロン単位で削ることができるというように数値で表して、「出来上がりの製品はこうです。」といふようにすると技能の等級レベルの説明がしやすいのです。今までの職種はほとんどが製造業で、私どもの業種のようなサービス業として、我々の役務提供でお出ししたサービスの対価として仕事の成果が出てくるというものはほとんどなかった為、厚生労働省も相当慎重でした。(資料15)

頻度別	日常清掃作業	定期清掃作業	中間清掃作業	臨時清掃作業
内容	毎日に1回以上等の頻度で行う作業(年間200回以上)	年又は月等の単位で行う作業	日常清掃と定期清掃の間で、汚れの状態を判断し、その状態に応じて行う部分(小範囲)清掃作業(不定期)	汚れの状態を判断し、その状態に応じて行う全体(大範囲)清掃作業(不定期)
作業概要	日常付着する汚れ(ほこり、土砂・泥土、手あか、コンクリート片、金属片、昆虫、植物、付着物の一部等)を除去する。	経時的に積み重なった汚れ(歩行動線等の目立つ部分<くげもの道>や、服着物・手あか、水あか、油汚れ、食べかす、炭灰・金属粉、カビ・コケ、毛髪、消しゴム、ガム、のり跡、ゴム跡、昆虫・植物跡、しみ等)を除去する。	飲みこぼし等のしみの除去を含め、日常清掃と定期清掃の間に、汚れの状態を判断し、部分的に汚れた箇所を除去する。<くげもの道>を作らないようにする。	臨時的に生じる汚れを除去する。<契約(仕様)以外の業務>例えば、テナントの入居室に伴う清掃、自然災害時等(床上浸水等の風水害)の清掃
技能レベル	基礎1級以上	3級以上	2級以上	2級以上
部位別作業	1. 床面(弾性、硬性、繊維系、木質系) 2. 壁面(壁、窓、窓枠) 3. 立体壁(柱、梁、壁紙、洗面台、ブラインド) 4. 天井面(換気扇、空調吸排口、照明器具) 5. 什器・備品(机、椅子、ロッカー)			
場所別作業	1. 玄関ホール、2. 事務室、3. 会議室・役員室・応接室、通廊・エレベータホール 4. トイレ・洗面所、5. 湯沸室・給湯室、6. 昇降機設備 7. 階段、8. 食堂、9. 更衣室・浴室・シャワールーム 10. 喫煙スペース、11. ゴミ集積所 12. 駐車場、13. 屋上・ベランダ、14. 外周・犬走り			
建物用途別作業	1. 事務所ビル、2. 商業施設、3. 学校、4. 病院、5. 宿泊施設、6. 協同住宅			

資料15

ビルクリーニングの等級別技能レベル

最終的に資料16のような形にまとまりました。先ほどもご説明しましたように基礎1級と3級の間に随時3級があったりもしました。枠線で囲った3級の内容が一番徹底的にやられたところです。私どもが最初に作った案としては、技能実習生が1年目、2年目、3年目で国に帰る

16. ビルクリーニングの等級別技能レベル

	基礎2級	基礎1級	3級	2級	1級
1. 技能レベル	基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識	基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識	初級技能者が通常有すべき技能及び知識	中級技能者が通常有すべき技能及び知識	上級技能者が通常有すべき技能及び知識
2. 修得期間の目安(日本人の場合)	1年(2~6カ月)	2年(8カ月~1年)	3年(1~2年)	(2~5年)	(5年以上)
3. 到達対象	(具体的な)指示に基づく	(一定の)指示に基づく	一人前	班長/チームリーダー	現場責任者
4. 作業の段取り	器具・資材の準備・片付け(清掃、洗濯、保管)と消耗品の補充 * 具体的な指示に基づく作業手順の実施	資機材の準備・片付け(清掃、洗濯、保管)と消耗品の補充 作業動線の確保 * 一定の指示に基づく作業手順の実施	資機材の準備・片付け(清掃、洗濯、保管)と消耗品の補充 作業動線の確保 * 作業手順に基づく作業の実施	資機材の準備・片付け(清掃、洗濯、保管)と消耗品の補充 作業動線の確保 担当割り・人員配置 * 作業計画に基づく作業手順の作成	資機材の準備・片付け(清掃、洗濯、保管)と消耗品の補充 作業動線の確保 担当割り・人員配置 * 仕様(契約)に基づく作業計画の作成
5. 作業範囲	器具の使い方及びそれを修得するための各種清掃作業の補助 * 具体的な指示に基づく作業手順の実施	日常清掃作業(1/D) * トイレ日常清掃は除く * 一定の指示に基づく作業手順の実施	日常清掃作業(1/D) 定期清掃作業(1/M, 1/Y) * トイレ定期清掃は除く * 作業手順に基づく作業の実施	日常清掃作業(1/D) 中間清掃作業(汚れ具合) 定期清掃作業(1/M, 1/Y) 臨時清掃作業 * 作業計画に基づく作業手順の作成	日常清掃作業(1/D) 中間清掃作業(汚れ具合) 定期清掃作業(1/M, 1/Y) 臨時清掃作業 建物用途別清掃作業 * 仕様(契約)に基づく作業計画の作成
6. 資機材の整備	器具の正しい手入れと後始末 * 具体的な指示に基づく作業手順の実施	機械・器具の正しい手入れと後始末 機械の基本的な点検と補修 * 一定の指示に基づく作業手順の実施	機械・器具の正しい手入れと後始末 機械の点検と補修 * 作業手順に基づく作業の実施	専門的な点検・補修はメーカー等に依頼 * 作業計画に基づく作業手順の作成	専門的な点検・補修はメーカー等に依頼 * 仕様(契約)に基づく作業計画の作成
7. 試験課題	1. 器具の使い方	1. 弾性床事務室清掃作業 2. 繊維系床会議室清掃作業	1. 弾性床ドライバフ作業 2. ガラス面洗浄作業 3. トイレ日常清掃作業	1. 弾性床スプレーフ作業 2. トイレ定期清掃作業 3. 繊維系床汚れ取り作業	1. 弾性床表面洗浄作業 2. 繊維系床部分洗浄作業 3. 壁面洗浄作業

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

資料 16

という過程の中で、どちらかというところから始める為、我々としてはなだらかに技術を上げたいというような意識を持っていました。しかし、いろいろなご意見をいただいて、なだらかな曲線ではなくて年々きちんと段階を踏んで上がってほしいという要望がありました。それは、国内バージョンと外国人の方が一緒になったからであります。最終形は、資料16のような形になりました。

基礎2級というのは、外国人の方にしてみますと1年目です。入国して1年間の間に基礎2級の個所に記載のようなことをベースとした実務作業をしていただくということで、「基本的な業務を遂行する為に必要な基礎的な技能及び知識」を持つことという技能レベルに致しました。基礎1級は、「基本的な業務を遂行するために」という技能レベルは基礎2級と一緒にです。但し、「必要な技能及び知識」ということで、基礎2級の「基礎的な」というところが1年後にはアップしているということです。最終の3年目になったときには、「初級技能者が通常有すべき技能及び知識」を持っているということで、これは国内の方と外国人の方は一緒です。但し、修得期間の目安の欄に括弧書きにしてありますが、言葉も含めて日本の方が通常修得するのにかかる期間です。例えば、基礎2級であれば、日本人の方は通常2か月もあれば修得できるレベルということです。6か月から1年経てば基礎1級になれますということです。国内の方であれば、1~2年すれば3級は十分ですというような形で、2級は2年から5年、1級は5年以上ということにしています。修得期間については、日本の方と外国人で明確に違いがあるということです。

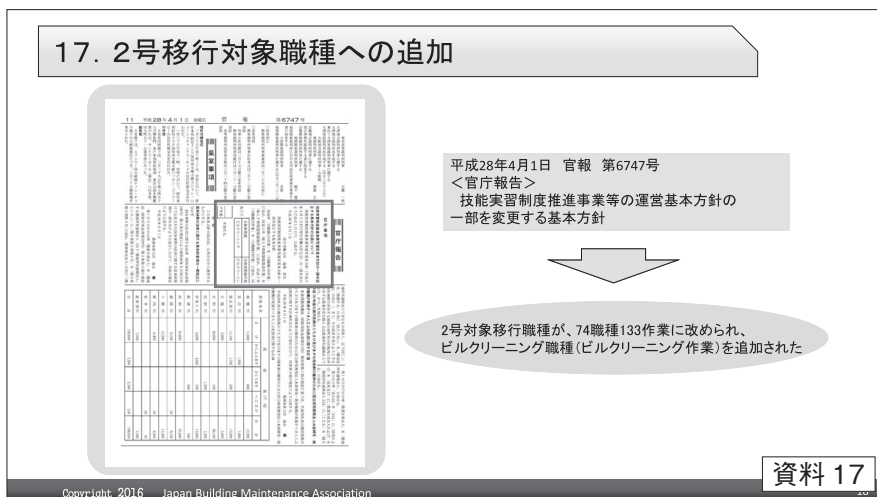
専門家会議のメンバーの方にも、外国、特にベトナムを例に挙げてお話をさせていただきました。日本の場合は、小学校のとき、もっと小さい頃からかもしれませんが、家庭で清掃をすることを当たり前のようにしつけられています。しかし、ベトナムの方はそうでないという現実を踏まえ、基礎的な部分を相当じっくりやらなければ、役務提供をする仕事である為、ある一定のレベルでやる為には基礎的な部分が非常に大事であるだろうということで、組み込んでおります。但し、3年目を迎えて一人前になって帰っていただくということも大事である為、調整をさせていただきました。このような流れをを作り上げるところが一番難しかったというふうに感じます。

本日は、院内清掃をされている方、普通のビルメンテナンスまたはビルクリーニングをされている方もたくさん参加されております。ご自身の会社で実習生の方を迎えたいとお考えになる方もいらっしゃるでしょう。試験課題を資料16の一番下に書いております。基礎2級は、今の国の制度上、絶対に受けていただかなければならない試験である為、器具の使い方といったところで集約をさ

せていただいております。それが2年目に至ったときには、弾性床事務室の清掃作業や繊維系床の会議室の清掃作業を試験課題にしましょうということで、一応検討しております。3級に至ったときには、弾性床材のドライバフ作業、ガラス面洗浄作業、トイレ日常清掃作業をして、このところで最も検討したのは、後ほども出てきますポリッシャーをこの課題の中に入れるかどうかでした。従来のゆるやかな曲線で技術を上げるという考え方では、このポリッシャーを随時3級から除いていたのですが、最終的には3級でポリッシャーをやっていただくということにしました。(資料16)

2号移行対象職種への追加

結果として2号移行対象職種になりましたのが、平成28年4月1日の官報で発表されました。これによってビルクリーニング職種(ビルクリーニング作業)が2号移行対象職種に追加されました。本年の4月1日を以て認定をされました。(資料17)



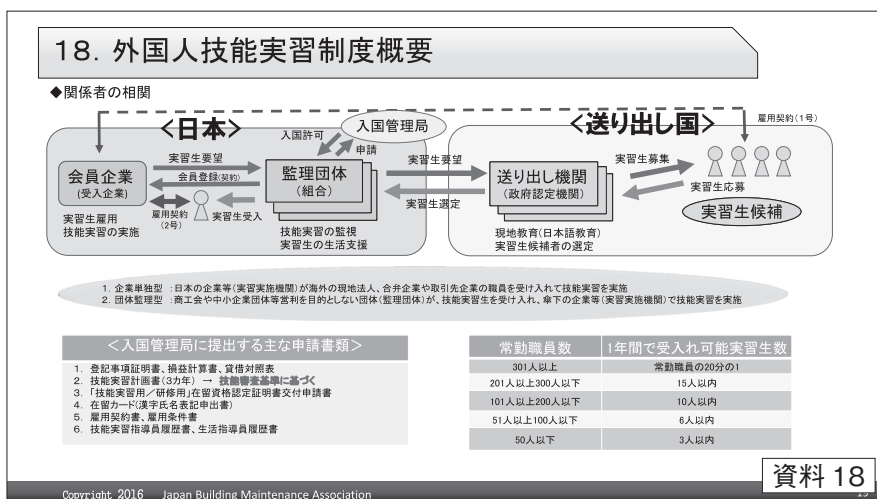
外国人技能実習制度概要

ここから数枚のスライドでは先ほどの技能検定から少し頭を切り替えていただいて、外国人技能実習制度についてのご説明を少しさせていただきます。今の話の流れで、資料18に記載の送り出し国を仮にベトナムとさせていただきます。

まず、日本の中で実習生を入れたいというビルメンテナンス企業があったとします。

JITCOの登録でいくと2,100いくつの組合があり、この組合がいろいろな職種の実習生を受け入れるお仕事をされています。実習生がほしい企業は、まず、任意の監理団体(組合)に会員登録をしなければなりません。会員になってこの監理団体にある一定の料金を払って、実習生の受け入れの仕事の代行を頼まなければなりません。これが、今の日本の中でのシステムになっています。これが資料18に記載の2のほうの「団体監理型」です。

監理団体は、実習生受け入れの希望があると、入国管理局への申請書を作ります。勿論、企業と書類を作る際のやり取りは行います。監理団体は、相手国であるベトナムに無数にある送り出し機関と今までのいろいろな実績を積みながらやり取りをしているというふうに考えてください。次



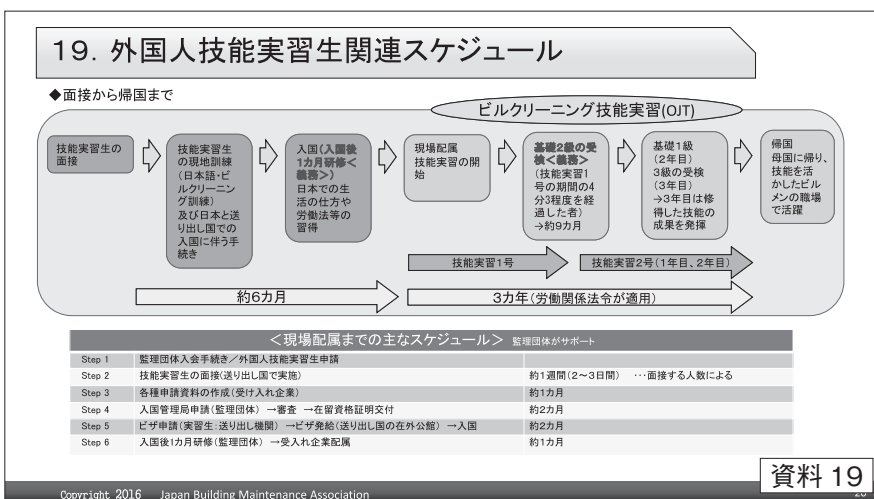
に、監理団体はベトナムの送り出し機関に実習生の要望を出します。送り出し機関では常に実習生を募集しています。例えば、「自動車整備やビルクリーニングが職種認定になったのでやってみますか。」ということで募集をかけます。その募集に対して実習生の方が応募して送り出し機関に所属をし、すぐに日本にビルクリーニングの実習に行きたいということになると、送り出し機関の日本語科に入って勉強を致します。少なくとも5か月間は勉強してもらおうということになります。そして、勉強している間に実習生を選びます。選ぶのは送り出し機関ではなく、受け入れ先の企業が現地に面接に行って実習生候補の方に会います。

事業規模によって受け入れられる実習生の人数が決まっております。例えば、常勤で雇用している方が50人以下の場合は、1年間に受け入れ可能な実習生は3人以内という法律の定めがあります。常勤の方が301人以上いらっしゃれば、常勤職員の20分の1という割合で実習生を入れることができます。お間違えにならないようにしていただきたいのは、これは1年間に入れられる実習生の人数だということです。実習生は3年間滞在できる為、最初の年に3人入れてまた次の年も3人入れると考えると、常時9人は実習生を置けるというふうにお考えください。企業の方が実習生候補の方に面接をします。面接をする際には、普通は3人採用するときには10倍位の方と面接をするというふうに聞いております。その面接で条件に合う方を決めます。そして、採用が決まった方は、自分が行く企業があった状態で勉強を続けながら入国の手続きに入っていきます。

企業としては、資料18に記載の入国管理局に提出する書類が必要になりまして、一番大事なのは2番目の書類です。実習生が入って3年間の技能実習計画書を作らなければなりません。この技能実習計画書というのが、私どもが検討した先ほどの資料16の表の内容です。資料16の表の内容を組み込んで、企業できちんとした計画を立てるということが一番大きな仕事であろうと考えております。(資料18)

外国人技能実習生関連スケジュール

流れとしては先ほどご説明したように、面接をして現地訓練として日本語等の訓練を致します。ビルクリーニングに関しては、技能実習生の現地訓練として日本の清掃用具を使って日本の講師による講習をできるだけして、なるべく国内に入らせていただくというフレームを全国協会のほうは、試みの中で少し検討させていただきます。



次に、入国をします。すぐに配属されるわけではなく、実習生は1か月間研修を受ける義務があります。これは完全に義務でありまして、ここがかなりポイントになってきます。これは、実務教育というよりも、日本での生活の仕方を学ぶということです。例えば、銀行に行ったらこうする、買い物に行ったときにコンビニではこうする、交通ルールはこうですよといったことも含めて、いろいろな社会的な教育をしなければならないということで決められております。これについても、今私どもで検討していることがございます。私どもが把握しております人数として53名の方が、面接を終わって9月中旬以降に入国してきます。入国してきたときに1か月間の研修を受ける場所も用意しておりまして、滋賀県の琵琶湖に施設を作っており、そこに入らせていただきます。その施設

で1か月間勉強をしていただいて、それぞれの配属先に行っていただくという構想を全国協会のほうでは考えております。

そして、現地に配属されて実習生のお仕事が実際に始まります。帰国までのタイムスパンを簡単に示しますと、資料19に記載のとおりです。一番大事なのは基礎2級の受験で、これは義務となっており、これを通過しなければ、即帰国というふうになるのが1年目です。最初に入った1年間は、技能実習1号と呼ばれます。例えば、今年の9月に実習生の方が入りますと1年というのは来年の9月になります。1年の4分の3経過した月となります為、9か月後位から試験を受けなければ1年目に到達してしまいます。1年目に到達したときに試験に受かっていなければ、その先がないというのが今の制度です。

全国ビルメンテナンス協会は、先ほどから検定についてご説明しておりますように、実習生への対応が仕事ではなく、検定をやることが私どもの大きな仕事です。その為、実習生の方が9か月経って試験を受けるというお話を受けたら、どんな場合でも私どもは試験をやらなければなりません。たとえ受験者がたったお一人で北海道の方であっても、その方の為に試験をしなければならないという制度です。先ほど、150名の体制で5万人の合格者を出してきたとご説明しました。150名の検定委員がいらっしゃいますが、この外国人実習制度が動き出しますと対応ができなくなる可能性があります。今は、ある一定の個所に受験生を集めて試験をやっておりますが、実際上は、検定委員が現地に行ってその企業で試験をしなければならないということも、可能性としてございます。今、それにも対応できるように考えようとしています。

基礎2級の受験を通過して、2年目、3年目ときて、基礎1級の試験、3級の試験はできていますが、義務化はされておられません。これが、日本の実習制度が中々技能と結びつかない一番の弱点であると私自身は考えております。試験を受けるということは、仕事をしている中でそれだけの時間を割かなければなりません。基礎2級の資格は持っている為、通過するパスポートは持っていますが、1年目が終わって、2年目が終わって試験を受け、3年目で3級を受けて帰りますといったときに、試験を中々受けないのです。今、十何万人の方がいろいろな職種で実習に入っていますが、専門家会議で3級を受ける人はどの位の人数がいるのかという質問が出たときに、厚生労働省からは100人単位という答えでした。例えば、15万人の人が入ってきて基礎2級は全員受けますが、段々受ける方がいなくなるということです。その理由としては、外国人技能実習制度そのものの趣旨と実際に働いてお金を稼ぐといったところの現実との違いが出てきているのではないかと、いうふうに考えております。検定をするということが我々の一番の大事な役割です。その為、できるだけ外国人実習生の方たちの情報をもって検討を進めていきたいと考えております。きちんと最後までいって、日本でも通用する3級の資格を持って国に帰っていただくということを一番の悲願としております。(資料19)

外国人技能実習生の受け入れにあたり

また、実習生の受け入れにあたって企業で準備しなければならないものと留意点についても少し整理をさせていただきました。ただ、資料20に記載の内容も、今は推測しながら書いていくところです。今年の9月に初めて実習生が入ってきて、1か月後の10月に初め

て配属されるということである為、ほかの業種の例を見ながらまとめたものです。基本的には、日本語のレベルが大体どの位で入ってくるのかということで、日本語検定の等級に照らし合わせると、勿論、留学生の方やそれなりに企業に入られて活躍されている方が2級レベルだとすると、私自身がいろいろなお話を聞くと、実習生の方は4級のところまで行きつけるかどうかです。数か月間ですが大変熱心に勉強をされるのですが、日本語検定4級ぐらいのレベルであるとお考えいただいたほうが良いように思われます。

また、外国人実習生の方は非常に話し好きと言いましょうか、非常に親近感がわくと言いましょうか、そういう人たちが多いです。現場配属までに受け入れ企業において準備するものとしてポイントとなるのが、1番目に記載のものです。技能実習指導員という方を企業として選任しなければならないということになっています。企業の中でベテランの方がいて、それなりの企業であるならばそのような方がいらっしゃると思われまます為、そのような方を技能実習指導員として選任しなければなりません。また、生活の指導をする方の選任も必要です。監理団体がいろいろな面倒を見るのですが、やはり企業においても生活指導をするということも考えなければならないというところは必要になってくるのではないかと考えております。(資料20)

20. 外国人技能実習生の受け入れにあたり

<現場配属までに受け入れ企業において準備するもの> 監理団体がサポート

1. 技能実習指導員の選任(ビルクリーニング業で通算5年以上の経験を有する者)
2. 生活指導員の選任(資格要件なし、生活面の指導、緊急時の病院引率)
3. 雇用保険の加入(日本人の被雇用職員採用時と同じ内容で、必須となります)
4. 住居の確保(社員寮が無い場合は、民間アパート等を確保、契約は会社が行い、家賃は給与から控除して結構です)
5. 生活用品の確保(一般生活に必要な電気製品、台所用品、寝具等、消耗品は実習生が購入)
6. 作業用品の確保(作業着、作業用品、安全靴等、実習に必要な用品の準備)
7. その他(通勤・買い物等の自転車等)

<外国人技能実習生の特性とビルクリーニング業における留意点> 監理団体がサポート

1. 現地では日常生活会話のみ。現場でのビルクリーニング関係用語(資機材名や作業名)はわからない
2. 日本人の文化や日常生活、社会習慣が異なることを理解すること
…「きれい」の感覚や「清掃」は、日本人と異なる
3. ビルオーナー他、現場において関係者等の理解を得ること
… 差別的な発言・行為は避け、暴言・暴行は行わない(ほめるつもりで、頭を、なでることはしない)
4. ビル利用者との間で、コミュニケーションの問題が生じる場合もある
… 例えば、トイレや会議室を尋ねられても、返事ができない、無視することもある
→ 技能実習生であることを明示(胸章やネームプレート)することで配慮してもらおう
5. 製造業とは異なり、ビルクリーニングの場合は現場単位での作業となる。
… 現場や作業に慣れるまで、一人作業をさせないこと → 窃盗(そこに置いてあるほうが悪い)
6. 入管法や労働基準法を理解している。
… 残業手当や休日出勤手当の不払い等はない。給与からの天引きの積み立て等も禁止。
7. 所在不明(失踪・逃亡)、犯罪行為
… 就業規則を整備(監理団体に相談)し、則って対応する。→ 解雇や強制帰国もあり得る

◆日本語検定(N検定)

等級	技能レベル
1級	社会人上級
2級	大学卒業(社会人中級)
3級	高校卒業(社会人基礎)
4級	中学校卒業
5級	小学校卒業
6級	小学校4年生
7級	小学校2年生

漢字、言葉の意味、文法、表記(仮名遣い)、語彙、敬語の6分野での総合力を評価

資料 20

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association



技能審査基準(抜粋)

資料21には厚生労働省のホームページよりと記載しておりますが、実際には私どもが作ったものが厚生労働省のホームページに出ております。技能審査の基準ということで簡単に書いております。こちらにも先ほどの資料16のように細かく書けば良いのですが、各企業でこれを

ベースにして実習計画を作り上げていただくということです。審査基準の中に規定があって、先ほどご説明したように住居は除きます。また、企業としては、建築物衛生法の1号登録、8号登録の登録を受けている必要があるということです。そして、実習生に関しては、3段階で1年目、2年目、3年目であることをきちんと研修計画の中に盛り込んでくださいということです。安全衛生作業に関しては、絶対に毎年行ってくださいということです。

問題は、資料21の必須作業・関連・周辺作業の個所に記載している(1)・(2)・(3)です。ビルクリーニングの仕事をするにあたって、必須作業だけではなく、当然、資機材を整備しなければならない、或いは、例えば、建物の外部にも関連する作業は何かという規定もあります。これについては、資料に記載の作業はできるというふうにしています。但し、関連作業を100%やらせてはならず、全体の作業のうち、50%までにしてくださいということにしています。また、周辺作業もいくつかありまして、資料には植栽や資機材の運搬と書いてあります。周辺作業は30%以下にしてくださいというふうになっています。また、資料21には、やってはならない仕事がかかれてあります。ビル設備管理作業や施設警備作業、ハウスクリーニング作業、受付業務作業等があります。ビルメンテナンスの領域の中でする仕事としてあるのですが、客室等整備の中の備品交換作業にはベッドメイクも含むということで、この作業については駄目ですということになっています。我々としては、関連する周辺作業として入れてほしいということとずっとお話をしたのですが駄目だということで、作業から除かれているということです。(資料21)

21. 技能審査基準(抜粋) ➡ 厚生労働省のホームページより

作業の定義

ビルクリーニングは、不特定多数の利用者が利用する建築物(注1)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別(注2)の清掃作業(注3)を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業をいう。

(注1) 住居(戸建て、集合住宅等)を除く建築物をいう。

(注2) 場所別とは、玄関ホール、走廊、トイレ、昇降機、専用部等の区分をいい、部位別とは、床、壁面、天井、立体面等の区分をいう。

(注3) 清掃作業のうち、日常清掃作業は、毎日1回以上等の頻度で行う作業をいい、定期清掃作業は、年又は月等の単位で定期的に行う作業をいう。

※ 当該職種・作業で技能実習を実施する場合、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項に掲げる登録業務のうち、第1号の「建築物清掃業」又は第8号「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受ける必要がある。

	基礎2級(技能実習1号)	基礎1級(技能実習2号/1年目)	3級(技能実習2号/2年目)
必須作業・関連・周辺作業	1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①器具及び資材の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業 (2)クリーニング作業 下記の「(1)主な器具」に掲げる器具及び「(2)主な資材」に掲げる資材の使い方を修得するための各種清掃作業の補助	1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①資機材(器具、資材及び機械)の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業 (2)クリーニング作業 ①日常清掃作業(トイレ日常清掃作業を除く。)	1. ビルクリーニング作業 (1)作業の段取り ①資機材の取扱及び整備作業 ②什器及び備品等の取扱作業 (2)クリーニング作業 ①日常清掃作業 ②定期清掃作業(トイレ定期清掃作業を除く。)
	安全衛生作業は共通に行う		
	関連作業・周辺作業		
	(1)関連作業 ①資機材倉庫の整備作業/②建物外部洗浄作業(外壁、屋上等) (2)周辺作業 ①建築物内外の植栽管理作業(灌水作業等)/②資機材の運搬作業(他の現場に移動する場合等) (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)		
	移行対象職種・作業とはならない作業例		
	1.ビル設備管理作業、2.施設警備作業、3.ハウスクリーニング作業、4.客室等整備(備品の交換等)作業、5.受付業務作業、6.関連作業及び周辺作業のみの場合		

資料 21

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

外国人技能実習生検定概要

最終的には基礎2級、基礎1級、3級という形で、資料22に試験内容が書かれております。これに沿って検定を行うということです。
(資料22)

22. 外国人技能実習生検定概要

等級	基礎2級	基礎1級	3級(初級)
必要とする技能	日常清掃作業の補助ができる	日常清掃作業ができる	日常及び定期清掃ができる
受検対象	外国人技能実習生	外国人技能実習生	国内従事者及びビルメン業に従事しようとする者、外国人技能実習生
受検可能な実務経験年数	技能実習1号の期間の4分3程度を経過した者	技能実習2号の1年目の終了予定者	実務経験0年(外国人技能実習生は2号の2年目の終了予定者)
実技試験	1. 器具の使い方	1. 弾性床事務室清掃作業 2. 繊維系床会議室清掃作業	1. 弾性床ドライバフ作業 2. ガラス面洗浄作業 3. トイレ日常清掃作業
主な資機材	1. ワンタッチ(ほうき、乾式モップ、ラグ、フロアースクイジー、デッキブラシ)、タオル、バケツ、文化ちり取り、汚水取り、ウインドスクイジー、スクレーパー、フランチャー、ダストクロス、毛かき	1. ワンタッチ(ほうき、乾式モップ、ラグ)、タオル、事務机、折りたたみ椅子、コレクター、分別容器 2. 真空掃除機 3. 静電気ほこり取り、ホワイトボード、会議用テーブル、タオル	1. ワンタッチ(ほうき、乾式モップ、ラグ)、タオル、事務机、折りたたみ椅子、ポリッシュャー(14インチ) 2. シャンパー、ウインドスクイジー、ガラス台、タオル、バケツ 3. 超極細繊維クロス、バケツ、保護手袋、洋式大便器(温水洗浄便座)
実技試験合格基準	満点(50点)の60%以上の得点	満点(50点)の60%以上の得点かつ各課題40%以上の得点	満点(50点)の60%以上の得点かつ各課題40%以上の得点
学科試験	真偽法25問	真偽法25問	真偽法25問
学科試験合格基準	満点(50点)の65%以上の得点	満点(50点)の65%以上の得点	満点(50点)の65%以上の得点
受検手数料	実技 15,000円 学科 3,000円	実技 15,000円 学科 3,000円	実技 15,000円 学科 3,000円

資料 22

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

技能実習1号の必須作業概要

資料23は技能実習1号の必須作業概要です。資料にあるような基本的な資機材を理解し、例えば、自在ほうきを持ってきてと言われたときに自在ほうきという日本語がしっかり理解されており、それを持ってきて作業ができるかどうかというお話になっております。
(資料23)

23. 技能実習1号の必須作業概要 →技能検定基礎2級

器具及び資材の使い方を修得するための各種清掃作業の補助



掃き作業(自在ほうき)



掃き作業(自在ほうきと文化ちり取り)



拭き作業(タオル)



拭き作業(モップ)



吸着作業(静電気ほこり取り)



掃き作業(ダストクロス)



洗い作業(デッキブラシ)



洗い作業(フランチャー)



洗い作業(ウインドスクイジー)



削り作業(スクレーパー)



洗い作業(フランチャー)

資料 23

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

技能実習2号(1年目)の必須作業概要

資料24は技能実習2号の必須作業概要です。2年目に至ったときには、写真に記載のような仕事をさせていただきます。(資料24)

24. 技能実習2号(1年目)の必須作業概要 →技能検定基礎1級

日常清掃作業



階段除塵作業



什器備品清掃作業



玄関ホール除塵作業



会議室除塵作業



会議室除塵作業



通路清掃作業



ガラス清掃作業(玄関扉ガラス)

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

資料 24

技能実習2号(2年目)の必須作業概要

資料25が3年目で、最後の年の必須作業概要です。写真にはポリッシャーを回す場面もあります。ここまで行けば、指示に従ってではありますが、建物を傷めたりしない形での仕事を一人前にできるということを想定しています。(資料25)

25. 技能実習2号(2年目)の必須作業概要 →技能検定3級

日常清掃作業及び定期清掃作業



トイレ清掃作業(小便器・大便器)



トイレ清掃作業(洗面台)



弾性床洗浄作業



弾性床洗浄作業



ガラス面洗浄作業



ガラス面洗浄作業



弾性床洗浄作業



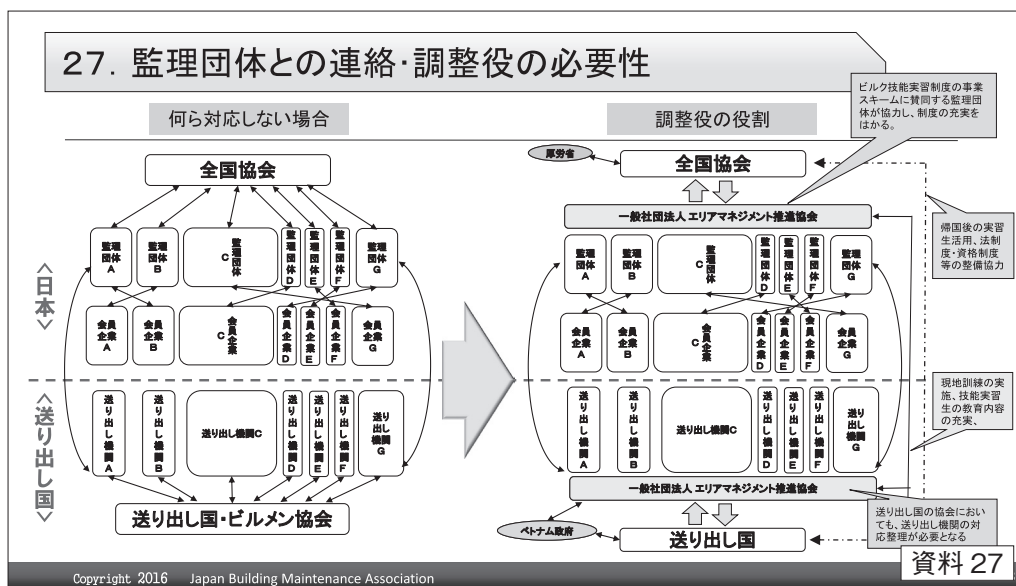
弾性床洗浄作業

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

資料 25

監理団体との連絡・調整役の必要性

今ご説明したことをもう少し細かく説明致します。監理団体はたくさんあります。同じように、ビルメンテナンス協会の会員企業もたくさんいらっしゃり、どこと結びついてやっていただいても構いません。これが原則です。資料27で監理団体から全国協会に矢印が



書いてあるのは、実習生が試験を受けに来るということを意味しています。当然、送り出し機関の方にもビルメンテナンス協会があって資料に記載のようなやり取りをしています。監理組合がやっても良いのですが、先ほどのスキームに賛同していただければ、資料27の左側に記載しているやり方の中に調整役が入って、資料27の右側のような形で一緒にやっていきたいと思います。監理組合は、年間で大体200名位の実習生を扱うのが限度であるという中で、先ほどご説明したように10数万人の実習生がいる為、監理組合がたくさんあるのは当然です。その中で、調整役を作ってやっていくという形を作り上げていきたいと考えております。資料27に記載しているような形のものでできれば良いのですが、実際には、まだ私どもが把握している実習生は50数名です。惣業の業界のように、1年間で3,000名位の実習生が入ってくるというような業界もございますが、私どもの業界はいろいろな問題があってなかなか進められないところです。(資料27)

ベトナムでのビルクリーニング訓練スタート

資料28にありますように、今年の4月の段階で現地に行って研修を致しました。資料28に記載しているような形でスタートを致しました。写真にありますように、実習生は、実際に現地で勉強をしている間にスクリーニングを実施しました。(資料28)

技能実習生費用

企業からは、実習生が入ってきた場合に、どの位費用がかかるのかというお話があります。費用についてはあまり出さないのですが、今回は例示ということで資料を見てください。監理団体をお願いをして実習をするということになると、1年目に一人にかかる費用としては、まず、実習生が日本に入国する前にかかる費用があります。組合に加盟する為、その費用を会社として組合にお支払いします。また、資料29に記載の法的保護講習講師代というのは、実習生が入って1か月のときに入管等の方に来ていただいて講習を受けなければならないもので、その費用がかかります。あとは、入国前の費用として、書類作成、技能実習生の保険、1か月間の集合研修の費用、研修の手当があります。実習生は、実習生ではありませんが、働いている人と捉えると、やはり手当を払ってあげなければならないということで、研修手当も換算されます。実習生が来るときの飛行機代もみななければなりません。また、現地の教育費用ということで、送り出し機関に払わなければならない費用があります。(資料29)

また、1年目に、JITCOに支払う会費があり、これは資本金の金額によって変わります。資料30に「当組合」とあるのは、今回資料に金額を提示していただいた組合ということで、これは金額が変わる可能性があります。資料に記載している組合では月に5,400円がかかり、年額では64,800円になるということです。また、組合の監理費としては、毎月資料の記載の金額がかかります。そして、送り出し機関にも管理費を払わなければなりません。また、技能検定の受験料が必要です。これは、私ども全国協会に払っていただくもので、資料には20,000円との記載がありますが、最終的に決められたのは18,000円です。

また、資料30に記載しているような手続きに必要な費用があります。問題なのは、月額基本給与です。資料には1,716,044円となっております。月当たり156,004円ということで、最初の月は研修手当で60,000円を支払っていますが、それ以外で給与として支払います。給与は基本的には最低賃金を目安にして計算をします。東京都は、今また最低賃金が上がっていますが、資料に記載の給与の金額を出したときには、最低賃金が900円ちょっとであったように思われます。ベトナムを例に出すと、ハノイ市近郊で勤めている場合と比較すると、高い給与水準となります。普通のサラリーマンで20,000円ぐらいになっているように思われます。但し、郊外に行くとその金額の半分以下と

29. 技能実習生費用① 例示:東京都 1年目

初期費用(1年目のみ)	1名あたり	1社あたり	支払い時期	備考
組合加入出資金	0	10,000	現地面接翌月	初回のみ支払い、退会時に返金。
入国前諸費用	36,750	0	現地面接翌月	入国に関する書類作成、及び事務手数料。
技能実習生総合保険	11,130	0	実習生入国前月	JITCO保険 有効期間は1年間(12ヶ月)。
集合研修費用	136,500	0	実習生入国前月	研修・講師・宿泊・送迎費等。
法的保護講習講師代 (選任講師の招聘)	0	36,000	実習生入国前月	入管法/労働法の受講が義務付けられている。
研修手当	60,000	0	実習生入国前月	実習生1ヶ月の生活費に充当。
実習生航空券代(概算)	120,000	0	実習生入国前月	往復概算費用(実費請求)
現地教育費用	15,000	0	現地教育費用は、ベトナム送り出し機関へ支払い	
初期費用合計	364,380	46,000		

資料 29

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

30. 技能実習生費用② 例示:東京都 1年目

技能実習1号(1年目)	1名あたり	1社あたり	支払い時期	備考
JITCO(国際研修協力機構)賛助会費	0	50,000	初月(JITCO指定月)	JITCO賛助会費は、会社資本金によって異なる。 3千万円未満: 50,000円 3千万円以上3億円以下: 75,000円 3億円以上: 300,000円
当組合年会費(税込)	0	64,800	毎月(貴社指定日)	5,400/月 ×12ヶ月 →64,800/年
当組合監理費(日本側)(税込)	259,200	0	毎月(貴社指定日)	21,600/月 ×12ヶ月 →259,200/年
送り出し機関管理費(ベトナム側)	180,000	0	毎月(貴社指定日)	15,000/月×12ヶ月→180,000/年
技能検定受験料(概算)	20,000	0	8~9ヶ月目	来日8ヶ月前後で受験(実技・学科)。
在留資格変更更新手数料 月額基本給与	4,300 1,716,044	0	8~9ヶ月目 毎月(貴社指定日)	在留資格変更(1号→2号)手数料 156,004×11ヶ月→1,716,044/年
健康保険(企業負担分)	87,648	0	毎月(貴社指定日)	7,968×11ヶ月→87,648/年
厚生年金保険(企業負担分)	156,882	0	毎月(貴社指定日)	14,262×11ヶ月→156,882/年
雇用保険(企業負担分)	12,012	0	毎月(貴社指定日)	1,092×11ヶ月→12,012/年
その他(宿舍・光熱費等)	0	0	毎月(貴社指定日)	実習生負担
1年目合計	2,436,086	114,800		

資料 30

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

いうところである為、日本でもし、この金額の給与をもらったとすると、どの位かということは想像できるのではないのでしょうか。その為、やはり実習生の方は日本に来たいということです。実習生が送り出し機関に応募をしたときにはお金を積みます。個人としてお金を積んで日本に入国するという事です。つまり、借金を抱えて来ているわけです。借金を一族、お父さん、お母さんだけでなく親戚からお借りしているという方もいらっしゃる為、実習の途中でどこかにいなくなってしまうという方は、もう帰国しないというような状態になるということでごさいます。もらった給与を毎月国に仕送りするというという実習生もたくさんいます。(資料30)

2年目に至ると、今ご説明した費用が資料31のようになります。(資料31)

31. 技能実習生費用③ 例示:東京都 2年目					
技能実習2号(2年目)	1名あたり	1社あたり	お支払い時期	備考	
JITCO(国際研修協力機構) 賛助会費	0	50,000	初月(JITCO指定月)	JITCO賛助会費は、会社資本金によって異なる。 3千万円未満: 50,000円 3千万円以上3億円以下: 75,000円 3億円以上: 300,000円	
当組合年会費(税込)	0	64,800	毎月(貴社指定日)	5,400/月 × 12ヶ月 →64,800/年	
当組合監理費(日本側)(税込)	259,200	0	毎月(貴社指定日)	21,600/月 × 12ヶ月 →259,200/年	
送り出し機関管理費(ベトナム側)	180,000	0	毎月(貴社指定日)	15,000/月 × 12ヶ月 → 180,000/年	
在留期間更新手数料	4,300	0	8~9ヶ月目	在留期間更新(2年目→3年目)手数料	
月額基本給与	1,872,048	0	毎月(貴社指定日)	156,004 × 12ヶ月 → 1,872,048/年	
健康保険(企業負担分)	95,616	0	毎月(貴社指定日)	7,968 × 12ヶ月 → 95,616/年	
厚生年金保険(企業負担分)	171,144	0	毎月(貴社指定日)	14,262 × 12ヶ月 → 171,144/年	
雇用保険(企業負担分)	13,104	0	毎月(貴社指定日)	1,092 × 12ヶ月 → 13,104/年	
その他(宿舍・光熱費等)	0	0	毎月(貴社指定日)	実習生負担	
2年目合計	2,595,412	114,800			

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

資料 31

3年目に至ると資料32のような費用になります。結果として、一人分の1か月当たりの費用を平均すると23万円位になるということです。私どもの業界では、普通は、清掃業務はパートの方で、ある一定時間多くても5時間位の勤務時間をベースにして仕事を組み立てています。しかし、実習生は常勤雇用である為、この費用ではちょっと難しいというのが現実感として挙がってきています。(資料32)

32. 技能実習生費用④ 例示:東京都 3年目					
技能実習2号(3年目)	1名あたり	1社あたり	お支払い時期	備考	
JITCO(国際研修協力機構) 賛助会費	0	50,000	初月(JITCO指定月)	JITCO賛助会費は、会社資本金によって異なる。 3千万円未満: 50,000円 3千万円以上3億円以下: 75,000円 3億円以上: 300,000円	
当組合年会費(税込)	0	64,800	毎月(貴社指定日)	5,400/月 × 12ヶ月 →64,800/年	
当組合監理費(日本側)(税込)	259,200	0	毎月(貴社指定日)	21,600/月 × 12ヶ月 →259,200/年	
送り出し機関管理費(ベトナム側)	180,000	0	毎月(貴社指定日)	15,000/月 × 12ヶ月 → 180,000/年	
月額基本給与	1,872,048	0	毎月(貴社指定日)	156,004 × 12ヶ月 → 1,872,048/年	
健康保険(企業負担分)	95,616	0	毎月(貴社指定日)	7,968 × 12ヶ月 → 95,616/年	
厚生年金保険(企業負担分)	171,144	0	毎月(貴社指定日)	14,262 × 12ヶ月 → 171,144/年	
雇用保険(企業負担分)	13,104	0	毎月(貴社指定日)	1,092 × 12ヶ月 → 13,104/年	
その他(宿舍・光熱費等)	0	0	毎月(貴社指定日)	実習生負担	
3年目合計	2,591,112	114,800			
	1名あたり	1社あたり	総計	1人・1か月当たり	
3年間合計(初期費用含む)	7,986,990	390,400	8,377,390	232,705	

※受入れ職種によっては、都道府県別最低賃金ではなく、産業別最低賃金での給与支払いとなります。
 ※健康保険・厚生年金・雇用保険・所得税額は概算となります。なお、2年目より住民税を徴収されます。
 ※初年度の入居時借代(住宅契約料等)は含まれておりません。
 ※面接会費用(職業紹介)100,000円 面接ごと一社あたり

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association

資料 32

技能実習生 年間会社負担経費 比較

日本人の従業員の方と実習生の費用の比較をしてみたものが資料33と資料34です。資料では日本人従業員の月給を19万円にしており実習生の月給より高い為、当然実習生のほうが割安ということになります。しかし、なかなか割安とも言い切れない、要するに、常勤雇用をベースにする業態ではないということです。制度は制度として運用できるのですが、それが常でないというところで、実は、今、会員企業を中心になかなか手が挙がらないという実態です。
(資料33, 34)

33. 技能実習生 年間会社負担経費 比較① (東京)

日本人従業員 月給19万円の場合(年間) 日本人従業員例	1名あたり	備考
月額基本給与(例:月給19万円)	2,280,000	190,000×12ヶ月→2,280,000/年
健康保険(企業負担分)	113,544	9,462×12ヶ月→113,544/年
厚生年金保険(企業負担分)	203,244	16,937×12ヶ月→203,244/年
雇用保険(企業負担分)	15,960	1,330×12ヶ月→15,960/年
賞与(例:年4回)	760,000	その他
1年間合計	3,372,748	
	1年間会社負担金額例:	¥3,372,748
	3年間会社負担金額例:	¥10,118,244

資料 33

34. 技能実習生 年間会社負担経費 比較② (東京)

海外技能実習生の場合(年間)・・・6名採用の場合 技能実習 例	1名あたり	備考
当組合年会費(税込)	10,800	5,400/月×12ヶ月→64,800/年÷6
当組合監理費(日本側)(税込)	259,200	21,600/月×12ヶ月→259,200/年
送り出し機関管理費(ベトナム側)	180,000	15,000/月×12ヶ月→180,000/年
在留期間更新手数料	4,300	在留期間更新手数料
月額基本給与	1,872,048	156,004×12ヶ月→1,872,048/年
健康保険(企業負担分)	95,616	7,968×12ヶ月→95,616/年
厚生年金保険(企業負担分)	171,144	14,262×12ヶ月→171,144/年
雇用保険(企業負担分)	13,116	1,093×12ヶ月→13,116/年
その他(宿舍・光熱費等)	0	実習生負担
1年間合計	2,606,224	
	1年間会社負担金額例:	2,606,224
	3年間会社負担金額例:	7,818,672

※1年間合計は、技能実習生2年目の費用で概算を出している
※当組合年会費は、6名入会時の金額
※負担金額例には、初期費用、JTCO賛助会費は入っていない

資料 34

技能実習生のメリット

技能実習生のメリットは資料35に記載しておりますように、賞与、昇給が発生しないということがあります。また、日本人の場合、東京等では、特にホテルで人が集まらないということがあります。それどころか、相当な金額を出しても私どもの業界には来ていただけません。これから東京オリンピックを迎えてホテルがもっと建って、ホテルがもっと稼働したときに本当のホテルの清掃が人手的にできるのかというのが、私どもの業界の本音です。その時に、実習生の方がもし使えるならば非常に戦力になるということ、私どものほうで今話しをしているところです。(資料35)

35. 技能実習生のメリット

実習生を使うメリット		
日本人労働者		外国人技能実習生
賞与、昇給が発生	賞金	最低賃金以上であれば、賞与、昇給がない条件下で募集可能。
求人広告費に多大な負担がかかる。又費用の割に求人が集まりにくい。	募集	日本の技術を学ぶ為に多くの求職者が集まる。
例:高卒離職率39.6%(3年以内の離職率)	離職・休職	訪日の評価で母国での評価が問われる為、減多なことでは途中での途中帰国はない

資料 35

技能実習生の課題

資料35に記載したようなメリットもありますが、逆に課題として資料36に記載しております。私どもは全国に協会があります。先ほど東京の費用の例で20万円を超えてしまうとご説明しましたが、地方では10数万円で何とかシフトできないかというところがあり、日勤者として雇用をすることが非常に難しいということです。

もう一つはシフトの問題です。常勤ですと1日7～8時間のシフトになりますが、やはり5～6時間で済めばねというところがあります。そのようなことができるのかどうか、今これも検討をしています。また、先ほどご説明したベッドメイクの話も課題となっています。

そして、本日は機会を得て外国人実習制度のお話をする機会がありましたが、このお話は、実は会員の個々の企業によって違うお話になる為、全体でする話としては突っ込んだお話をすることがなかなかできないのです。全体では表面上の話ばかりになってしまう為、企業に伺って、先ほどご説明したエリアや監理組合をどこか選んで、本当に膝を詰めてお話をすることが必要であると考えられます。ベッドメイクも、班を作って実施するというようなことをされている企業もいらっしゃいます。私どもとしては、実際に外国人実習制度を活用して、これならいけるという事例を作っていくたいというふうに考えております。

本当は、この制度がスタートして、もう実習生が入ってきているという状況を想定して今日の講演会を迎えたいと考えており、琵琶湖の施設での様子を映してきてお見せできれば良いと考えておりました。今回は、それが叶いません為、中途半端になってしまい誠に申し訳ございません。

私のほうのお話は一旦これで終わらせていただきます。十分な説明ができたかどうか分かりかねますが、ご清聴ありがとうございました。(資料36)

36. 技能実習生の課題

(1)経費の問題

1人1か月当たり経費20万円を支払うことが難しい。
20万円なら国内従事者を雇用できる。地方は16万円程度でないと無理。

(2)業務シフトの問題

1日7～8時間のシフトを組むことが難しい。
1日7～8時間で1年あるいは3年に渡り継続した業務シフトを組むことが難しい。

(3)ベッドメイク作業禁止の問題

客室清掃と客室整備(ベッドメイク・アメニティ交換)は、一連の業務であり、客室清掃と整備で別の人を対応させるのは非効率である。

(4)周知不足

平成28年6月1日～20日の地区本部説明会に参加しなかった会員企業もあり、外国人技能実習制度に関する全国協会の取り組み等、周知が十分に至っていない可能性

資料 36

Copyright 2016 Japan Building Maintenance Association



※ 当日配布資料のカラー版は、当会のホームページよりダウンロードが可能です。

■ (一財)医療関連サービス振興会ホームページ (https://ikss.net/about_ikss/seminar.html)